

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 次の問題を読んだうえで、小問（１）（２）（３）につき解答せよ。

Xは興業ビザで来日し、在留許可の失効後も10年にわたり東京に滞在（不法残留）する外国人ミュージシャンである。Xは都内のライブハウスに出演していたところ、突然に脳内出血に襲われ救急車でA私立大学付属病院に担ぎ込まれたが、緊急手術のおかげで一命をとりとめた。

しかしながら、国民健康保険の被保険者でなく、他の医療保険にも加入していなかったXは負担可能なほどの高額な費用請求に驚き、生活保護法の医療扶助の申請を都知事Yに対して行った。これに対してYは、生活保護法の適用は日本国民に限定されるとの立場をとり、給付を拒否した（生活保護申請却下処分）。

そこでXは、Yによる当該処分の取消しを求める訴訟（取消訴訟）を提起した。X側の代理人弁護士Pは、憲法論を中心に、以下の①②の主張をした。

「① 生存権一般についてはともかくとして、本件のような緊急医療については、人命に直結する医療であるから、立法を待つまでもなく憲法25条1項の『健康で文化的な最低限度』に含まれることは当然である。

「② さらに、憲法13条の人命尊重主義、個人の尊厳の原理からも、困窮者に対する緊急医療については同人の国籍や在留資格の有無、在留期間の長短を問わず、国の給付義務が憲法上導かれる。」

小問（１） 上記①の憲法解釈として、あなたが弁護士Pの主張をさらに補強するとすれば、どのように理由付けをするかを述べなさい。30点。

小問（２） 上記②の憲法解釈として、あなたが弁護士Pの主張をさらに補強するとすれば、どのように理由付けをするかを述べなさい。30点。

小問（３） さらにあなたが、X側にとり不利な過去の最高裁判例（いわゆる不法残留外国人医療扶助申請事件最判H13.9.25）の以下の一節を批判するとすれば、どのように述べますか。20点。

「不法残留者を保護の対象に含めるかどうかは立法府の裁量の範囲に属することは明らかというべきである。不法残留者が緊急に治療を要する場合についても、この理が当てはまるのであって、立法府は、医師法19条1項〔(注)「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」〕の規定があること等を考慮して生活保護法上の保護の対象とするかどうかの判断をすることができるものというべきである。したがって、同法が不法残留者を保護の対象としていないことは、憲法25条に違反しないと解するのが相当である」。

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読んで、甲の罪責について論じなさい（特別法違反については、検討する必要はない）。なお、罪責検討においては、具体的な判断枠組みを示し、具体的事実を抽出・評価しつつ論じること。

【事例】

1 甲は、以前Xに侮辱されたことを根に持っており、Xと顔を合わせると口論したり、喧嘩になったりすることがあった。

甲は、某日、某公園でXらしき人物を偶然見かけたが、実際はXの一卵性双生児の弟YでありXとは別人であった。甲はXに弟Yがいることを全く知らず、YをXと誤信したまま、その側に近づいて因縁をつけたところ、「どなたですか？」などとYが答えたため、Xが慇懃無礼な態度をとって自分のことを馬鹿にしていると思い込み、カッとなって右手拳でYの顔面を殴打した。Yが「誰ですか。突然何なんですか。」などと述べたことから、甲は、なおもXがしらを切っていると思い込み、Yの顔面を中心に一方的に複数回殴打した。一連の暴行により、Yは顔面打撲等の傷害を負った。

2 Yは突然のことに驚愕・狼狽して甲から逃げ出した。それを見た甲は、「待て！」などと叫んで追跡しようとしたが、Yが財布を落としたことに気が付き、追跡をせずに財布を拾った。甲は、財布の中身を改めると、5万円があるのを認めたことから、「ついでだからもらっておこう。」と5万円を懐に収め、その場を立ち去った。

3 他方、Yは、逃げ出した直後に、後方から「待て！」などと叫ぶ甲の声が聞こえたことから、追跡されていると思い込んでさらに心理的に追い詰められ、必死になって300メートルほど走った。逃走してから約2分後、Yは、なおも心理的に追い詰められた状態のまま、某公園の東側に接する片側2車線の幹線道路内にガードレールを乗り越えて進入してしまい、道路上で転倒したところに、Z運転にかかる普通乗用自動車が進んできた。Yが道路に進入した時点でZがそれを発見していれば、十分に衝突を回避することができたが、Zがスマートフォンを見ながら運転していたため、Yの存在に気が付かないまま直進してYの腹部に衝突し、Yをはね飛ばした。Yは腹部の内臓破裂により即死した。

なお、甲が5万円を持ち去ったのは、Yが財布を落としてから1分が経過した時点であり、財布とYの間の距離は約150メートルになっていたが、その時点においてYは上記事故に遭っていなかった。また、上記幹線道路は比較的交通量の多い道路であった。

以 上